
伊 達 市
高 齡 者 保 健 福 祉 計 画
介 護 保 險 事 業 計 画

第 7 期 計 画

(案)

【概 要 版】

北海道伊達市

伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期計画）【概要版】

《 目 次 》

第1章 計画策定にあたって

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画期間	1
第4	日常生活圏域の設定	1
第5	計画策定及び進行管理	1

第2章 伊達市の概況

第1	高齢者を取り巻く現状	2
第2	第6期計画の実績・総括	3
第3	高齢者施策の課題	4

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1	基本理念	6
第2	基本目標	6

第4章 高齢者施策・地域支援事業の推進

基本目標1	自立した生活を続けるための介護予防・健康づくり支援	7
基本目標2	生き生きと支えあって暮らせる地域づくりの推進	7
基本目標3	いつまでも安心して暮らせる環境づくりの推進	7

第5章 介護施策の推進

第1	要支援・要介護認定者の推計	8
第2	サービス基盤の整備	8
第3	介護従事者の確保と資質向上	8
第4	適切な介護サービスの利用促進（適正化計画）	8
第5	介護保険サービスの見込み	9
第6	第1号被保険者の保険料	10

第1章 計画策定にあたって

第1 計画策定の趣旨

本市における人口は、減少傾向を続けている中で高齢化が進み65歳以上の高齢者人口は増加しており、今後も団塊の世代が後期高齢者となることから、高齢化率はさらに上昇するとともに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。

そのため、国の第6期計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムの着実な構築に向けた取り組みを進めていくこととし、第7期計画を策定します。

第2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉計画及び介護保険事業計画として市が作成するものであり、両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定するものとします。

第3 計画期間

本計画は、3年毎に見直すことが定められており、2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間となります。

第4 日常生活圏域の設定

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を勘案して、第6期計画と同様に旧伊達市の地域、旧大滝村の地域の2つの日常生活圏域を設定しました。

第5 計画策定及び進行管理

計画の策定にあたっては、各種調査等により実態及び意向を把握するとともに、庁内関係部局等による協議を行い、「伊達市介護保険等運営協議会」で審議しました。

本計画に基づく事業の実施状況や目標の達成状況については、毎年度必要な分析及び実績に関する評価を行い、その結果を介護保険等運営協議会において報告・協議し、事業が円滑に実施されるよう努め、ホームページ等により広く市民に公表します。

また、実績評価及び評価結果に基づき本市の取り組み状況を分析し、PDCAサイクルを通じてより効果的な支援策を検討し、次期計画につなげていくこととします。

-
- ※ 地域包括ケアシステム：高齢になっても住み慣れた地域で住み続けることができるように、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」という5つのサービスを不自由なく一体的に提供する地域の支援体制のこと
 - ※ PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ
Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する

第2章 伊達市の概況

第1 高齢者を取り巻く現状

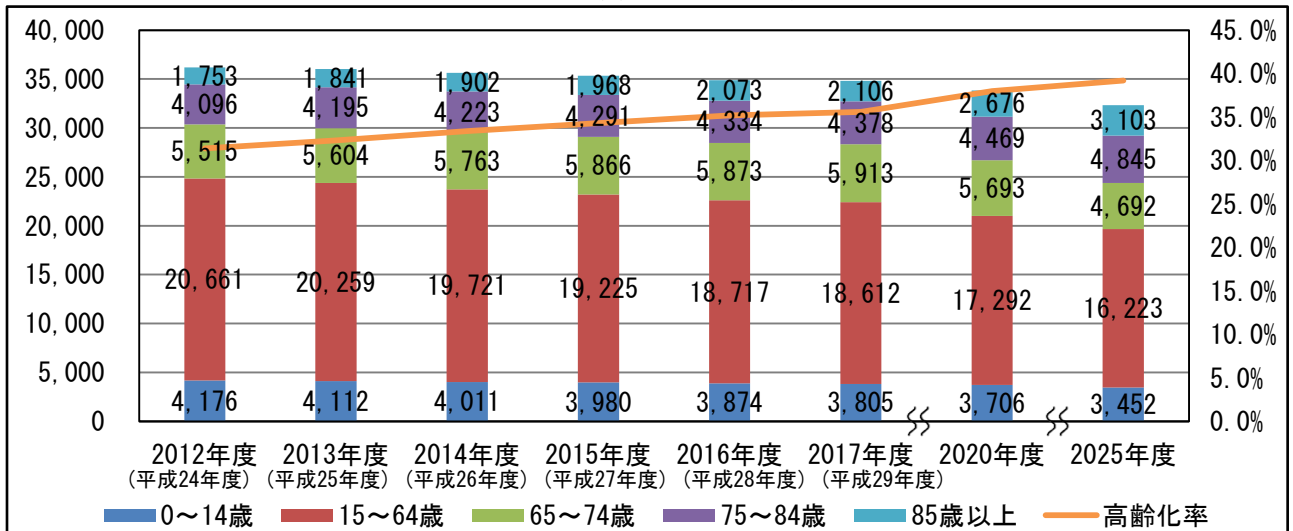
1 伊達市の人口・高齢化率の推移

本市の人口は年々減少傾向にあります。65歳以上の高齢者人口は増加を続け、2025年には高齢化率（65歳以上の高齢者が占める割合）が39.1%になると予測されています。

今後団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が後期高齢者となる2025年には、75歳以上の高齢者の増加がさらに進むと予想されます。

人口実績と人口の推移

（単位 棒グラフ：人 線グラフ：％）

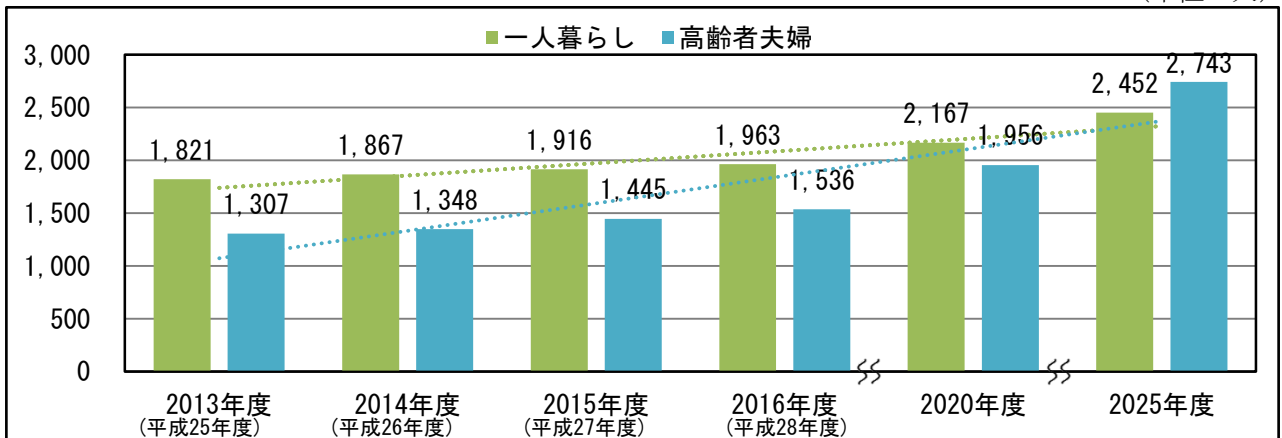


住民基本台帳人口（各年度3月31日現在）、2017年度（平成29年度）見込み
2020年度以降伊達市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略推計人口

2 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の推移

一人暮らしの高齢者（65歳以上）や高齢者のみ世帯（75歳以上）のみの世帯も増加すると見込まれます。

（単位：人）



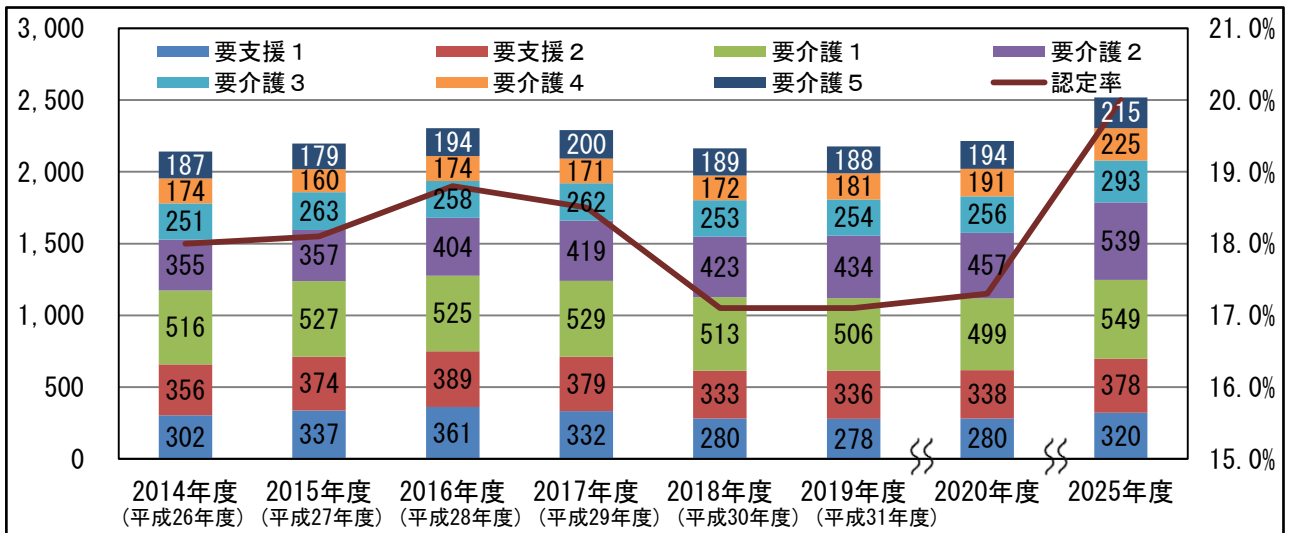
2016年度（平成28年度）まで実績値、2020年度以降伊達市高齢者世帯確認調査推計

3 認定者数の推移（介護度別人数）

本市の要介護認定率は、第6期計画の最終年度である2017年度（平成29年度）には18.5%と見込んでいます。

2017年度（平成29年度）から介護予防・日常生活支援総合事業が始まったことにより、2018年度（平成30年度）から一時的に減少していますが、団塊の世代が75歳となる2025年度には認定者が増加していくものと思われます。

（単位：人・%）



厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（年度末実績）、2017年度（平成29年度）見込み
2018年度（平成30年度）以降「見える化」システムによる伊達市の推計値

第2 第6期計画の実績・総括

1 高齢者施策・地域支援事業

●基本目標1 介護予防・健康づくりの推進

地域や個人の特性に応じた多様な介護予防事業や介護予防に取り組む自主活動グループの立ち上げ支援等、様々な通いの場づくりに取り組みました。

一方で、二次予防対象者のうち、通所型・訪問型介護予防事業の参加希望者が少なく、より専門的な指導に課題が残りました。2017年（平成29年）4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことに伴い、これまで以上に伊達市の実情に合わせた介護予防事業の展開が求められます。

●基本目標2 高齢者の生きがいの推進

高齢者の生きがいづくり・仲間づくりの推進として、介護予防グループや老人クラブへの支援や伊達はつらつポイント事業を行い、社会参加活動の促進として、地域で健康カラオケを実践する音楽健康指導士（準2級）の資格取得支援を実施しました。

今後も就労をはじめとした高齢者の活躍の場の確保や環境整備が重要と考えます。

※ 健康カラオケ：カラオケの画面に流れる映像や歌、音楽に合わせて体操や脳トレなどを行うもの

●基本目標3 安心して暮らせるための環境づくりの推進

地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者が地域で生活する上で重要な「医療と介護」「生活支援」について協議の場を設け、市の現状や課題、解決策を検討しました。

医療と介護では、市民を対象とした在宅医療と看取りについての講演会や高齢者の生活を支える様々な職種を対象とした多職種勉強会を開催しました。

生活支援では、公助や共助に加えて「互助」の重要性についての市民向け説明会や講演会を開催するとともに、生活支援コーディネーターを配置し地区毎の課題を話し合う地域づくり座談会を3地区で開催しました。

認知症施策では、「認知症ガイドブック（ケアパス）」を作成し、市民への普及啓発を行うとともに、認知症高齢者見守り事業を新たに開始しました。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、今後も継続して事業を展開していくことが重要であると考えます。

2 介護施策

本市における総人口、被保険者、介護認定者について多少の誤差はありますが、ほぼ計画の範囲以内であり、介護及び予防給付費についても計画どおりとなっています。

今後も少子高齢化が進み、65歳以上の高齢者の急速な増加とともに、要介護者の増加が見込まれますが、介護予防・認知症予防の推進に努め、要介護状態になる前的高齢者を対象にした介護予防事業等の継続的、効率的な実施が必要と考えます。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、利用者がサービスを利用しやすい環境を整備し、保険料、利用料に見合った介護サービス提供の確保に努めていきます。

第3 高齢者施策の課題

1 高齢化と認定者数の増加

75歳を過ぎると急激に身体能力が低下する傾向が見られることから、後期高齢者数の増加とともに認定者数の増加及び重度化が懸念されます。

このような中で、高齢者一人世帯や高齢者のみの世帯も同様に増加していくと思われ、高齢者の多様なニーズに応える地域に合ったサービスが重要となってきます。

※ 互助：住民同士の支え合い・助け合い、ボランティアやNPO法人の活動など

2 介護保険事業費の増加

2016年度（平成28年度）までは、高齢化とともに総事業費も増加しています。特に本市では、要支援1、要支援2、要介護1の軽度認定者の占める割合が多く、予防給付費の伸びが著しい現状となっています。軽度認定者は機能回復等により自立の可能性が高いだけでなく、重症化を防ぐことで地域での生活をより長く継続することが可能となることから、健康づくりや介護予防、自立支援、重度化防止に取り組むことが重要となります。

3 地域包括ケアシステムの構築に向けて

（1）自立を支援するための介護予防と介護保険サービス

「歩いて通える介護予防の場」である介護予防グループは、介護保険サービスを利用し機能回復した人たちの受け皿としての役割が期待されることから、リハビリテーション専門職等と連携し、より効果的な活動となるように支援する体制づくりが必要です。

また、機能回復等による自立や重症化防止においては、市民の意識・意欲はもちろん、介護支援専門員やサービス事業者の支援の在り方が重要となることから、各専門分野からの助言が得られ、効果的な支援の検討を行う地域ケア会議の充実を図る必要があります。

（2）支え合いを大切にする地域づくり

高齢者が在宅生活を続ける上での困りごとは、買い物、移動手段、除雪等様々です。

在宅生活を続ける上での困りごとや地区の現状を細やかに把握し、課題解決に向けて地域住民やボランティア、NPO法人、民間企業等と協力して進めることが必要となります。

（3）在宅医療と介護の連携体制の強化

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が安心して在宅生活を続けるためには、在宅医療と介護の連携は今後さらに重要となり、在宅医療・介護連携支援センターとともに、連携の課題解決に向けた具体的な取り組みが必要となります。

（4）認知症の方やその家族を見守る地域づくり

認知症は、早期に発見し治療につなげることが非常に重要であり、普及啓発や受診につなげるための支援体制の整備が大切です。

また、若年性認知症の方は、就労や社会参加等の様々な分野の支援が必要です。

認知症の方が地域で暮らし続けるためには、家族だけではなく、地域住民や介護事業所をはじめ民間事業者との連携や協力が非常に重要であり、地域全体で見守る体制づくりの強化が求められます。

※ 地域ケア会議：地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情に沿ったネットワークを構築したり、課題を把握し、解決する手段を導き出すための会議、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援する働きも持つ
※ 在宅医療・介護連携支援センター：医療ニーズや介護ニーズを持つ高齢者を支援する関係機関や関係者が相互にスムーズな連携を行い、適切なサービスを提供するための相談機関

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1 基本理念

本計画では、伊達市総合計画の基本構想を踏まえた上で地域包括ケアシステムの構築を実現するため、下記の基本理念を基に基本目標を定めます。

【基本理念】

「住み慣れた地域で支え合いながら生き生きと暮らせるまちづくり」

誰もが地域で安心して健やかに生き生きと暮らし続けることができるまちをつくりまします。

第2 基本目標

高齢者ができる限り住み慣れた地域で身体状況や生活状況に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムを確立させていくことが重要であることから、次の3つの基本目標を定めます。

また、併せて要支援又は要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、様々な取り組みを推進します。

基本目標1 自立した生活を続けるための介護予防・健康づくり支援

高齢者の生活機能低下を防止し、自立した生活を続けることができるよう健康の保持増進や介護予防の推進に取り組みます。

基本目標2 生き生きと支え合って暮らせる地域づくりの推進

高齢者が地域で生き生きと暮らすことができるように、趣味やスポーツ、就労、ボランティア等を通じて積極的に社会と関わりをもつための生きがいづくりを支援します。

また、地域で支え合いながら生活することができる支援体制づくりを推進します。

基本目標3 いつまでも安心して暮らせる環境づくりの推進

本人の意思が尊重されながら、できる限り地域で安心して暮らせるよう住まいの安定的な確保や、在宅医療・介護の連携を図るだけでなく、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や資質の向上を目指すなど環境整備に努めます。

第4章 高齢者施策・地域支援事業の推進

基本目標1 自立した生活を続けるための介護予防・健康づくり支援

今後の取り組み

介護予防に取り組む通いの場を増やすために、介護予防の普及啓発や地区介護予防教室を展開します。また、効果的な介護予防活動に向け、リハビリテーション専門職と連携します。高齢者の自立支援のために事業内容や形式を検討、工夫しながら取り組みます。

基本目標2 生き生きと支え合って暮らせる地域づくりの推進

今後の取り組み

高齢者が互いに集い、交流し、趣味や就労だけでなく、自分ができる支え合い、助け合いを通じた社会参加の場をつくることで、高齢者が生きがいを持って地域で暮らすことにつながります。

そのため、高齢者が地域で生き生きと暮らすことができるよう、趣味やスポーツ、就労、ボランティアなどを通じて積極的に社会と関わりを持つための生きがいづくりや、地域で支え合いながら生活する支援体制づくりを進めます。

基本目標3 いつまでも安心して暮らせる環境づくりの推進

今後の取り組み

高齢者が地域で安心して暮らせるように、在宅医療・介護の連携や住まいの安定的な確保、地域包括ケアシステムを支える人材の確保・資質の向上を進めます。また、認知症に対する市民理解の促進、認知症高齢者支援及び権利擁護に努めます。

地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口を中心として、高齢者が地域で尊厳あるその人らしい生活が維持できるよう支援する役割があります。

地域包括ケアシステムの構築に向けた中心的役割を担う機関として、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境を整備するとともに、地域ケア会議を開催し、地縁組織や地域福祉活動団体と協力して、地域で支え合うネットワークの構築を進めます。

地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの構築を円滑に推進できるよう、業務量に応じた適切な人員配置や業務内容の情報公開等、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

第5章 介護施策の推進

第1 要支援・要介護認定者の推計

第7期計画期間における要支援・要介護認定者数については、高齢化率に比例して増加し、2018年度（平成30年度）からは介護予防・日常生活支援総合事業の開始により一次的に減少すると思われませんが、後期高齢者人口の増加を踏まえ、2025年の認定率は20.0%と推計しました。

第2 サービス基盤の整備

本市においては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設ともに待機者はいるものの、他の施設との重複申し込み者が多く、現状として、申し込み後数週間程度で入所できているということ、地域密着型グループホーム、小規模多機能型居宅介護については待機者がおらず、定員を満たしていない事業所もあることから、第7期計画では施設整備は見込まないこととします。

また、本市は障がいの有無にかかわらず日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現に向け、伊達市障がい者計画に基づき様々な事業を進めてきましたが、今後も障がい施策担当部署と連携を図り、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がい者等支援が必要な人が地域住民と交流する「集いの場」で相互の支え合い（互助）の拠点を目指します。

第3 介護従事者の確保と資質向上

介護従事者の人材確保に関する取り組みは、北海道が主体となり様々な事業を展開することとされており、本市としては、在宅医療・介護連携推進事業の1つである多職種勉強会や、地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議を通して資質向上を図ります。

第4 適切な介護サービスの利用促進（適正化計画）

介護給付費は、高齢化による認定者の増加とともに増えています。介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要な過不足がないサービスを、事業者が適切に提供するよう適正化を図ることで、介護保険制度の信頼性を高めていく必要があります。本市においても、引き続き介護給付の適正化に努めることとします。

第5 介護保険サービスの見込み

1 介護サービス給付費

第7期計画期間中の介護サービス見込量等については、要介護認定者数（利用者数、サービスの利用実績）や、在宅・居住系・施設サービスの施策の方向性等を踏まえて推計しています。

総給付費

(単位：千円)

サービス種目	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	合計	2025年度
居宅サービス	773,929	837,662	913,666	2,525,257	1,174,662
地域密着型サービス	497,538	510,401	521,990	1,529,929	554,598
介護保険施設サービス	1,559,560	1,589,029	1,709,237	4,857,826	1,985,636
介護予防居宅サービス	120,080	131,877	145,299	397,256	174,841
地域密着型介護予防サービス	9,440	9,444	9,444	28,328	10,601
特定入所者介護サービス費	170,841	173,934	176,950	521,725	197,058
高額介護サービス費	95,470	96,518	97,523	289,511	102,550
高額医療合算介護サービス費	12,000	12,567	13,070	37,637	15,583
審査支払手数料	3,060	3,196	3,332	9,588	3,740
財政影響額（一定以上所得者負担の見直し）	▲666	▲1,097	▲1,209	▲2,972	▲1,543
標準給付見込み額 (総給付費)	3,241,252	3,363,531	3,589,302	10,194,085	4,217,726

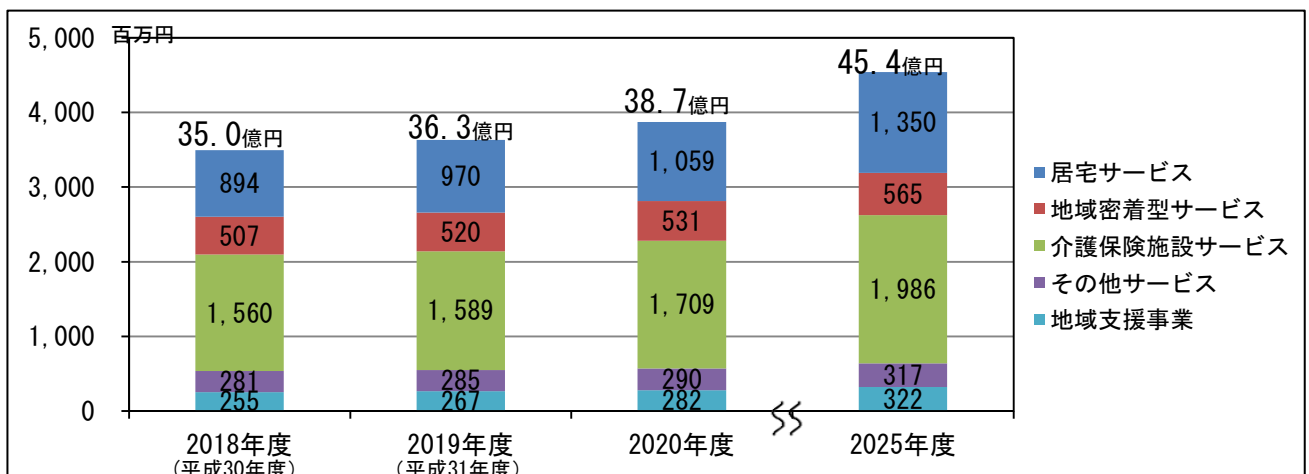
2 地域支援事業費

高齢者の自立支援や重度化防止、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるための地域づくり等を行う地域支援事業は、後期高齢者の増加を踏まえ、次のとおり見込みました。

地域支援事業費

(単位：千円)

サービス種目	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	合計	2025年度
地域支援事業	255,488	266,500	281,900	803,888	322,100

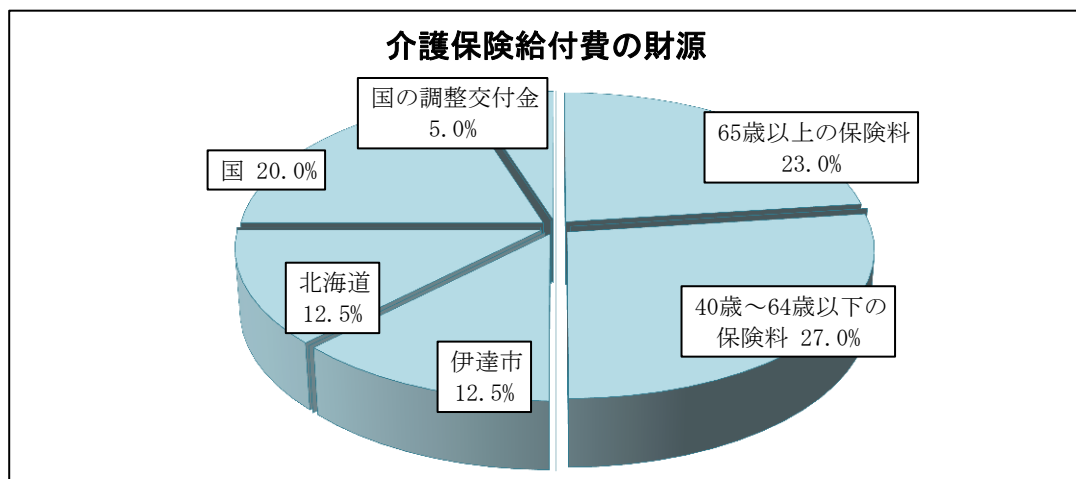


第6 第1号被保険者の保険料

1 保険料のしくみ

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分を公費（税金）で、残りの半分を40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

第1号被保険者保険料の財源構成は、22.0%から23.0%に変更となる見込みです。



2 保険料基準額

保険料基準額については、後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増等による介護給付費の増加や介護予防・日常生活支援総合事業実施による地域支援事業費の増加等により介護保険料が上昇する見込みとなります。

第6期計画では第7期計画中の保険料基準月額を5,410円と見込んでいましたが、これまでの給付実績等を勘案し、次のとおり算定しました。

第6期（2015～2017年度） 保険料基準月額 4,392円	➡	第7期（2018～2020年度） 保険料基準月額 4,991円
---------------------------------------	---	---------------------------------------

3 保険料の軽減強化

低所得者の保険料軽減の強化について、国では消費税率10%引き上げ時において、市民税非課税世帯全体を対象としたさらなる負担軽減を実施することとしており、本市においても国の方針に基づき、保険料軽減の強化を行う予定です。

4 所得段階別保険料額

所得段階別保険料額については、標準9段階に設定しました。

区 分		料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	本人が生活保護受給者又は本人が老齢福祉年金受給者若しくは課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で世帯全員が住民税非課税	0.50 (0.45) [0.30]	29,900円 (26,900円) [17,900円]	2,492円 (2,242円) [1,492円]
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75 [0.50]	44,800円 [29,900円]	3,733円 [2,492円]
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記段階以外	0.75 [0.70]	44,800円 [41,800円]	3,733円 [3,483円]
第4段階	本人が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下かつ他の世帯員が住民税課税	0.90	53,800円	4,483円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税かつ第4段階以外	1.00	59,800円	4,991円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.20	71,700円	5,975円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30	77,700円	6,475円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50	89,700円	7,475円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上	1.70	101,600円	8,467円

() の数値は、別枠公費による引き下げ後の2018年度（平成30年度）の予定数値

[] の数値は、別枠公費による引き下げ後の2019年度（平成31年度）・2020年度の予定数値

- 保険料年額は、次の計算式により計算され、この額が各段階の被保険者に賦課されます。

$$\text{保険料年額} = \text{保険料基準額（年額）} \times \text{料率} \quad (100\text{円未満端数切捨て})$$

- 保険料月額（基準月額を除く）は、次の計算式により計算される参考数値です。

$$\text{保険料月額} = \text{保険料年額} \div 12\text{月}$$

伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
第7期計画【概要版】

発行 平成●●年●月

編集 伊達市健康福祉部高齢福祉課

〒052-0024

北海道伊達市鹿島町20番地1

TEL (0142) 23-3331

FAX (0142) 21-5147

URL <http://www.city.date.hokkaido.jp/>